



栃木県公報

平成27年
3月31日(火)
号外
第19号

目次

規 則

○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第十八号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 直 一

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成十二年栃木県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二一本庁関係共通事項の表九の項中「特例民法法人その他の公益的法人、」を削り、同表十一の項第一号中「移行の認可、」を削り、同表十二の項第三号中「条項の変更」を「変更の認可」に改め、別表第二一本庁関係特定事項②経営管理部イ人事課の表四の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の配偶者同行休業の承認							
(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの	○						
(2) 課長補佐相当職にある職員に係るもの		○					
(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員に係るもの			○				

別表第二一本庁関係特定事項②経営管理部エ文書学事課の表一の項第二号を削り、同項第三号中「私立学校」の次に「（幼稚園を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

3 第130条第1項及び第134条第2項において準用する第4条第1項の規定による専修学校及び各種学校の設置、廃止等の認可			○				
--	--	--	---	--	--	--	--

別表第二一本庁関係特定事項②経営管理部エ文書学事課の表一の項第二号中「（幼稚園のみの設置を目的とするものを除く。）」を削り、「認可」の次に「（こども政策課の所掌に係るものを除く。3から5までにおいて同じ。）」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「第45条」を「第45条第1項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

4 第45条第2項（第64条第5項において準用する場合を含む。）の			○				
-----------------------------------	--	--	---	--	--	--	--

規定による届出の受理

別表第一二本庁関係特定事項②経営管理部エ文書学事課の表一の項第五号中「(幼稚園のみの設置を目的とするものを除く。)」を削り、同項第六号中「第50条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)」を「第64条第5項において準用する第50条第2項」に改め、「幼稚園、」を削り、「学校法人」を「法人」に改め、同号を同項第七号とし、第五号の次に次の1号を加える。

6 第64条第5項において準用する第31条第1項の規定による専修学校又は各種学校のみを設置を目的とする法人の寄附行為の認可			○				
---	--	--	---	--	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項②経営管理部エ文書学事課の表三の項第一号中「第12条第2号」の次に「(第16条において準用する場合を含む。)」を、「命令」の次に「(こども政策課の所掌に係るものを除く。2において同じ。)」を加え、同項第二号中「第4号」の次に「(これらの規定を第16条において準用する場合を含む。)」を加え、別表第一二本庁関係特定事項③県民生活部ウ消防防災課の表中「消防防災課」を「危機管理課」に改め、同表一の項から三の項までを削り、同表四の項第十一号中「第82条」を「第82条第1項」に改め、「損失補償」の次に「(第76条の6第3項後段及び第4項の規定による処分に係るものを除く。)」を加え、同項を同表一の項とし、同表中五の項を二の項とし、六の項を三の項とし、七の項を四の項とし、八の項を削り、九の項を五の項とし、十の項から十一の項までを四項ずつ繰り上げ、別表第一二本庁関係特定事項③県民生活部ウ原子力災害対策室の表を次のように改める。

ウ 消防防災課

事 務	決 裁 区 分	備 考				
		知 事	専 決 権 者			
			副 知 事	部 長	課 長	総 括 課 長 補 佐
1 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく事務				○		
2 第11条第5項の規定による移送取扱所の完成検査及び仮使用の承認				○		
3 第11条の2第1項の規定による移送取扱所の完成前検査の特定事項の検査				○		
4 第11条の4第1項の規定による移送取扱所における危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出の受理				○		

	5 第11条の5第1項の規定による移送取扱所に係る技術上の基準への適合命令				○		
	6 第12条第2項の規定による移送取扱所が技術上の基準に適合していない場合の修理、改造及び移転の命令				○		
	7 第12条の2の規定による移送取扱所の許可の取消し及び停止命令				○		
	8 第12条の3の規定による移送取扱所の使用の一時停止及び制限				○		
	9 第12条の6の規定による届出の受理				○		
	10 第13条の2第3項の規定による危険物取扱者免状の交付				○		
	11 第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施				○		
	12 第14条の2第1項の規定による認可及び同条第3項の規定による変更命令				○		
	13 第17条の7第1項の規定による消防設備士免状の交付				○		
	14 第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施				○		
2 消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づく事務	1 第5条の規定による補助金の交付に係る意見の提出				○		
3 栃木県消防学校規則（昭和47年栃木県規則第20号）に基づく事務	1 第5条第1項の規定による承認				○		
4 航空消防防災業務に関する事務	1 栃木県消防・防災ヘリコプターに係る各種法令に基づく許可申請、届出等						

(1) 航空法（昭和27年法律第231号）に基づく申請、届出等							
ア 重要なもの						○	
イ ア以外のもの							○
(2) 電波法（昭和25年法律第131号）に基づく申請、届出等							
ア 重要なもの						○	
イ ア以外のもの							○
2 栃木県消防・防災ヘリコプターの使用承認							○

別表第二二本庁関係特定事項③県民生活部エくらし安全安心課の表一の項第三号及び第四号中

「

			○		
--	--	--	---	--	--

」を「

			○		
--	--	--	---	--	--

」に改

め、同項第十一号中「第50条の4第2項（第50条の14第2項において準用する場合を含む。）」を「第50条の4」に、「申請の経由」を「承認」に改め、同項第十七号中

「

			○		
--	--	--	---	--	--

」を「

			○		
--	--	--	---	--	--

」に改

め、同項中第四十五号を第四十六号とし、第四十二号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十一

号中「

			○		
--	--	--	---	--	--

」を

「

			○		
--	--	--	---	--	--

」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項中第四十号を四

十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、同項第三十七号中

「

			○		
--	--	--	---	--	--

」を「

			○		
--	--	--	---	--	--

」に改

め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号中「

			○		
--	--	--	---	--	--

」を

「

			○		
--	--	--	---	--	--

」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を

第三十六号とし、第十八号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

18 第50条の14の規定による承認						○	
--------------------	--	--	--	--	--	---	--

別表第二二本庁関係特定事項③県民生活部エくらし安全安心課の表五の項第八号中

め、同項第三号及び第四号中

					○	
--	--	--	--	--	---	--

を

「

					○	
--	--	--	--	--	---	--

に改め、同表に次のように加える。」

19 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）に基づく事務	1 第5条第1項第1号及び第6条第1項第1号の規定による指示及び公表				○		
	2 第5条第1項第2号及び第3号並びに第6条第1項第3号及び第4号の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求				○		
	3 第5条第1項第4号及び第6条第1項第5号の規定による立入検査及び質問				○		
	4 第5条第1項第5号及び第6条第1項第6号の規定による申出の受付及び調査				○		
	5 第5条第3項、第4項及び第7項並びに第6条第3項、第4項及び第7項の規定による報告					○	
	6 第6条第1項第2号の規定による命令及び公表			○			

別表第一二本庁関係特定事項③県民生活部キ人権・青少年男女参画課の表三の項第一号及び第四号中

「

					○	
--	--	--	--	--	---	--

を

					○	
--	--	--	--	--	---	--

に改

め、別表第一二本庁関係特定事項④環境森林部ウ環境保全課の表十の項第一号及び第二号中

「

					○	
--	--	--	--	--	---	--

を

					○	
--	--	--	--	--	---	--

に改

め、同号を同項第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。

2 第39条の2第1項及び第5項の規定による指定地域の指定、指定の解除等			○			
3 第39条の2第2項及び第5項の規定による特別指定地域の指定、指定の解除等			○			
4 第39条の3第1項、第39条の4			○			

第1項及び第39条の5第1項の規定による届出の受理						
5 第39条の6において準用する第10条及び第11条第3項の規定による届出の受理					○	
6 第39条の7の規定による報告の受理			○			
7 第39条の8の規定による要請			○			

別表第12本庁関係特定事項(4)環境森林部環境保全課の表十の項に次の二号を加える。

9 第65条の規定による報告の徴収 (指定揚水施設に係るものに限る。10において同じ。)					○	
10 第66条第1項の規定による立入検査					○	

別表第12本庁関係特定事項(4)環境森林部環境保全課の表中十五の項を十六の項とし、十四の項を十五の項とし、同表十三の項中第十五号を第二十四号とし、第十四号を第二十三号とし、同項第十二号中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第十一号を第十三号とし、同号の次に次の八号を加える。

14 第32条第1項の規定による指定調査機関の指定の更新			○			
15 第35条の規定による変更の届出の受理			○			
16 第36条第3項の規定による改善命令等			○			
17 第37条第1項の規定による業務規程に係る届出の受理			○			
18 第39条の規定による適合命令			○			
19 第40条の規定による業務の廃止の届出の受理			○			
20 第42条の規定による指定の取消し			○			
21 第43条の規定による公示			○			

別表第12本庁関係特定事項(4)環境森林部環境保全課の表十三の項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

1 第3条第1項の規定による指定調査機関の指定				○		
-------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第12本庁関係特定事項④環境森林部環境保全課の表十の項を十一の項とし、同表十一の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成13年経済産業省令、環境省令第13号）」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省令、環境省令第7号）」に改め、同項第一号中「第7条」を「第49条第1号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の1号を加える。

1 第12条の規定による報告の受理				○		
-------------------	--	--	--	---	--	--

別表第12本庁関係特定事項④環境森林部環境保全課の表十の項を十一の項とし、同表十一の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同項第十五号中「第44条第1項」を「第92条第1項」に

「

				○		
--	--	--	--	---	--	--

」を「

				○		
--	--	--	--	---	--	--

」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十四号中「第43条」を「第91条」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十三号中「第24条」を「第49条」に、

				○		
--	--	--	--	---	--	--

を

「

				○		
--	--	--	--	---	--	--

」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十一号中「第23条」を「第48条」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十号中「第22条第4項」を「第47条第4項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十号中「第22条第3項」を「第47条第3項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第九号中「第17条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の1号を加える。

15 第45条第4項の規定による報告の受理				○		
-----------------------	--	--	--	---	--	--

別表第12本庁関係特定事項④環境森林部環境保全課の表十一の項第八号中「第16条」を「第34条」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「第15条第1項」を「第33条第1項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第14条」を「第32条」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第13条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「第11条第2項（第12条第2項、第13条第2項及び第17条第2項）」を「第29条第2項（第30条第2項、第31条第2項及び第35条第2項）」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号中「第11条第1項（第12条第2項及び第13条第2項）」を「第29条第1項（第30条第2項及び第31条第2項）」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号中「第10条（第12条第2項及び第13条第2項）」を「第28条（第30条第2項及び第31条第2項）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号中「第9条第2項（第12条第2項）」を「第27条第2項（第30条第2項）」に改め、同号を同項第六号とし、同項に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

1 第17条の規定による指導及び助言					○	
2 第18条の規定による勧告、公表及び命令				○		

3 第20条第2項及び第4項の規定による通知の受理				○			
4 第20条第5項の規定による集計及び公表				○			
5 第23条第4項の規定による通知の受理				○			

別表第12本庁関係特定事項(4)環境森林部環境保全課の表十一の項に次の一号を加える。

22 第93条の規定による資料の提出及び説明				○			
------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第12本庁関係特定事項(4)環境森林部環境保全課の表中十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

11 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成17年栃木県規則第1号)に基づく事務	1 第9条の規定による受理書の交付(栃木県生活環境の保全等に関する条例第39条の3第1項、第39条の4第1項及び第39条の5第1項の規定による届出に係るものに限る。)				○		
---	---	--	--	--	---	--	--

別表第12本庁関係特定事項(4)環境森林部自然環境課の表一の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項中第十八号を第二十一号とし、第十四号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「14」を「18」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十二号を第十六号とし、第六号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の四号を加える。

6 第18条の2の規定による鳥獣捕獲等事業の認定				○			
7 第18条の6第2項の規定による措置命令				○			
8 第18条の7の規定による変更の認定等				○			
9 第18条の10の規定による認定の取消し等				○			

別表第12本庁関係特定事項(4)環境森林部才廃棄物対策課の表一の項第一号中

「

○					
---	--	--	--	--	--

」を「

○					
---	--	--	--	--	--

」に改め、同項第十八号から第二十号までの規定中「

				○	
--	--	--	--	---	--

」を

「

			○			
--	--	--	---	--	--	--

」に改め、同表七の項第五号中

「

			○			
--	--	--	---	--	--	--

」を「

					○	
--	--	--	--	--	---	--

」に改

め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

7 第127条の規定による照会等							○	
------------------	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第二二本庁関係特定事項(4)環境森林部キ森林整備課の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から九の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第二二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ア保健福祉課の表一の項中第三十一号を第三十二号とし、第二号から第三十号までを一項ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 第19条第1項第2号の規定による指定							○	
----------------------	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第二二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ア保健福祉課の表中十の項を十五の項とし、六の項から九の項までを五項ずつ繰り下げ、同表五の項第六号中「(第55条において準用する場合を含む。)」を削り、同項第七号中「第55条」を「第55条第2項」に改め、同項第八号及び第九号中「第55条」を「第55条の2」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

10 第54条第1項(第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収等							○	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第二二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ア保健福祉課の表五の項に次の二号を加える。

12 第55条第1項の規定による指定							○	
13 第83条の2の規定による通知							○	

別表第二二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ア保健福祉課の表中五の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

10 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく事務	1 第10条第2項の規定による認定						○	
	2 第10条第3項の規定による認定の取消し						○	

別表第二二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ア保健福祉課の表中四の項を八の項とし、三の項を七の項とし、二の項を六の項とし、一の項の次に次のように加える。

2 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)に基づく事務	1 第6条第1項の規定による変更の承認						○	
	2 第6条第2項の規定による変更の届出の受理						○	

	3 第7条の規定による報告の受理				○			
	4 第8条の規定による報告の徴収及び指示				○			
	5 第9条の規定による指定の取消し			○				
3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく事務	1 第7条第2号及び第3号並びに第39条第1号から第3号までの規定による指定				○			
4 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による変更の承認				○			
	2 第4条第2項の規定による変更の届出の受理					○		
	3 第5条の規定による報告の受理					○		
	4 第6条の規定による報告の徴収及び指示					○		
	5 第7条の規定による指定の取消し				○			
5 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）に基づく事務	1 第23条の2第2項の規定による届出の受理					○		
	2 第23条の2第3項の規定による変更の届出の受理					○		
	3 第23条の2第4項の規定による報告書の受理					○		

別表第11の2及び関係規定事項⑤(保健福祉部)医療政策課の表の項第11号中「第12条、第13条第1項及び第17条の規定による申請書の進達」を「第11条第1項の規定による指定」に改め、同項第4号中「第13条第2項及び第14条の規定による届出等の進達」を「第11条第2項の規定による報告」に改め、同項中第8号を第11号とし、第15号から第17号並びに第11号及び第12号を削除し、第4号の次に次の11号を加える。

5 第12条の規定による指定の申請の受理				○			
6 第13条第1項の規定による変更（課程に関することに限る。）の承認				○			
7 第13条第1項の規定による変更				○			

(課程に関するものを除く。)の承認							
8 第13条第2項の規定による届出の受理						○	
9 第13条第3項の規定による報告						○	
10 第14条第1項の規定による報告の受理						○	
11 第14条第2項の規定による報告						○	
12 第15条第1項の規定による報告の徴収				○			
13 第15条第2項の規定による指示				○			
14 第16条第1項の規定による指定の取消し			○				
15 第16条第2項の規定による報告						○	
16 第17条の規定による指定の取消しの申請の受理			○				

別表第11の2本上関係特定事項⑥保健福祉部「医療政策課」の表に次のように加える。

12 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく事務	1 第7条第1項の規定による指定			○			
	2 第7条第2項の規定による報告						○
	3 第8条の規定による指定の申請の受理			○			
	4 第9条第1項の規定による変更の承認				○		
	5 第9条第2項の規定による届出の受理						○
	6 第9条第3項の規定による報告						○
	7 第10条第1項の規定による報告の受理						○
	8 第10条第2項の規定による報告						○
	9 第11条第1項の規定による報告の徴収				○		

	10 第11条第2項の規定による指示				○		
	11 第12条第1項の規定による指定の取消し			○			
	12 第12条第2項の規定による報告					○	
	13 第13条の規定による指定の取消しの申請の受理			○			
13 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく事務	1 第9条第1項の規定による指定			○			
	2 第9条第2項の規定による報告					○	
	3 第10条の規定による指定の申請の受理			○			
	4 第11条第1項の規定による変更の承認				○		
	5 第11条第2項の規定による届出の受理					○	
	6 第11条第3項の規定による報告					○	
	7 第12条第1条の規定による報告の受理					○	
	8 第12条第2項の規定による報告					○	
	9 第13条第1項の規定による報告の要求				○		
	10 第14条の規定による指示				○		
	11 第15条第1項の規定による指定の取消し			○			
	12 第15条第2項の規定による報告					○	
	13 第16条の規定による指定の取消しの申請の受理			○			
14 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）に基づく事務	1 第10条第1項の規定による指定			○			
	2 第10条第2項の規定による報告					○	
	3 第11条の規定による指定の申請の受理			○			

	4 第12条第1項の規定による変更の承認				○			
	5 第12条第2項の規定による届出の受理						○	
	6 第12条第3項の規定による報告						○	
	7 第13条第1項の規定による報告の受理						○	
	8 第13条第2項の規定による報告						○	
	9 第14条第1項の規定による報告の徴収				○			
	10 第14条第2項の規定による指示				○			
	11 第15条第1項の規定による指定の取消し			○				
	12 第15条第2項の規定による報告						○	
	13 第16条の規定による指定の取消しの申請の受理			○				
15 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく事務	1 第9条第1項の規定による指定			○				
	2 第9条第2項の規定による報告						○	
	3 第10条の規定による指定の申請の受理			○				
	4 第11条第1項の規定による変更の承認				○			
	5 第11条第2項の規定による届出の受理						○	
	6 第11条第3項の規定による報告						○	
	7 第12条第1項の規定による報告の受理						○	
	8 第12条第2項の規定による報告						○	
	9 第13条第1項の規定による報告の徴収				○			

	10 第13条第2項の規定による指示				○		
	11 第14条第1項の規定による指定の取消し			○			
	12 第14条第2項の規定による報告					○	
	13 第15条の規定による指定の取消しの申請の受理			○			
16 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく事務	1 第10条第1項の規定による指定			○			
	2 第10条第2項の規定による報告					○	
	3 第11条の規定による指定の申請の受理			○			
	4 第12条第1項の規定による変更の承認				○		
	5 第12条第2項の規定による届出の受理					○	
	6 第12条第3項の規定による報告					○	
	7 第13条第1項の規定による報告の受理					○	
	8 第13条第2項の規定による報告					○	
	9 第14条第1項の規定による報告の徴収				○		
	10 第14条第2項の規定による指示				○		
	11 第15条第1項の規定による指定の取消し			○			
	12 第15条第2項の規定による報告					○	
	13 第16条の規定による指定の取消しの申請の受理			○			
17 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）に基づく事務	1 第14条第1号から第3号までの規定による指定			○			
18 臨床工学技士学	1 第2条第1項の規定による指定			○			

校養成所指定規則 (昭和63年文部省 令、厚生省令第2 号)に基づく事務	の申請の受理							
	2 第3条第1項の規定による変更 の承認				○			
	3 第3条第3項の規定による届出 の受理						○	
	4 第5条の規定による報告の受理						○	
	5 第6条第1項の規定による報告 の徴収				○			
	6 第6条第2項の規定による指示				○			
	7 第7条の規定による指定の取消 し			○				
	8 第8条の規定による指定の取消 しの申請の受理			○				
19 義肢装具士法 (昭和62年法律第 61号)に基づく事 務	1 第14条第1号から第3号までの 規定による指定			○				
20 義肢装具士学校 養成所指定規則 (昭和63年文部省 令、厚生省令第3 号)に基づく事務	1 第2条第1項の規定による指定 の申請の受理			○				
	2 第3条第1項の規定による変更 の承認				○			
	3 第3条第3項の規定による届出 の受理						○	
	4 第5条の規定による報告の受理						○	
	5 第6条第1項の規定による報告 の徴収				○			
	6 第6条第2項の規定による指示				○			
	7 第7条の規定による指定の取消 し			○				
	8 第8条の規定による指定の取消 しの申請の受理			○				
21 救急救命士法 (平成3年法律第	1 第34条第1号、第2号及び第4 号の規定による指定			○				

36号) に基づく事務							
22 救急救命士学校養成所指定規則(平成3年文部省令、厚生省令第2号) に基づく事務	1 第2条第1項の規定による指定の申請の受理			○			
	2 第3条第1項の規定による変更の承認				○		
	3 第3条第3項の規定による届出の受理					○	
	4 第5条の規定による報告の受理					○	
	5 第6条第1項の規定による報告の徴収				○		
	6 第6条第2項の規定による指示				○		
	7 第7条の規定による指定の取消し			○			
	8 第8条の規定による指定の取消しの申請の受理			○			
23 歯科衛生士法施行令(平成3年政令第226号) に基づく事務	1 第2条第1項の規定による指定			○			
	2 第2条第2項の規定による報告					○	
	3 第3条の規定による指定の申請の受理			○			
	4 第4条第1項の規定による変更の承認				○		
	5 第4条第2項の規定による届出の受理					○	
	6 第4条第3項の規定による報告					○	
	7 第5条第1項の規定による報告の受理					○	
	8 第5条第2項の規定による報告					○	
	9 第6条第1項の規定による報告の要求				○		
	10 第7条の規定による指示				○		

	11 第8条第1項の規定による指定の取消し			○			
	12 第8条第2項の規定による報告					○	
	13 第8条の2の規定による指定の取消しの申請の受理			○			
24 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号）に基づく事務	1 第1条第1項の規定による認定			○			
	2 第1条第2項の規定による報告					○	
	3 第2条の規定による認定の申請の受理			○			
	4 第3条第1項の規定による変更の承認				○		
	5 第3条第2項の規定による届出の受理					○	
	6 第3条第3項の規定による報告					○	
	7 第4条第1項の規定による報告の受理					○	
	8 第4条第2項の規定による報告					○	
	9 第5条第1項の規定による報告の徴収				○		
	10 第5条第2項の規定による指示				○		
	11 第6条第1項の規定による認定の取消し			○			
	12 第6条第2項の規定による報告					○	
	13 第7条の規定による認定の取消しの申請の受理			○			
25 柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）に基づく事務	1 第2条第1項の規定による指定			○			
	2 第2条第2項の規定による報告					○	
	3 第3条の規定による指定の申請の受理			○			
	4 第4条第1項の規定による変更				○		

	の承認						
	5 第4条第2項の規定による届出の受理					○	
	6 第4条第3項の規定による報告					○	
	7 第5条第1項の規定による報告の受理					○	
	8 第5条第2項の規定による報告					○	
	9 第6条第1項の規定による報告の徴収			○			
	10 第6条第2項の規定による指示			○			
	11 第7条第1項の規定による指定の取消し		○				
	12 第7条第2項の規定による報告					○	
	13 第8条の規定による指定の取消しの申請の受理		○				
26 言語聴覚士法 (平成9年法律第132号)に基づく事務	1 第33条第1号から第3号まで及び第5号の規定による指定		○				
27 言語聴覚士学校 養成所指定規則 (平成10年文部省 令、厚生省令第2 号)に基づく事務	1 第2条第1項の規定による指定の申請の受理		○				
	2 第3条第1項の規定による変更の承認			○			
	3 第3条第3項の規定による届出の受理					○	
	4 第5条の規定による報告の受理					○	
	5 第6条第1項の規定による報告の徴収			○			
	6 第6条第2項の規定による指示			○			
	7 第7条の規定による指定の取消し		○				
	8 第8条の規定による指定の取消		○				

しの申請の受理

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部ウ高齢対策課の表十九の項中「(昭和62年法律第30号)」を削り、別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部エ健康増進課の表五の項第一号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同項中第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、第十号を第十五号とし、同項第

九号中

		○				
--	--	---	--	--	--	--

 を

「

		○				
--	--	---	--	--	--	--

」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第八号を第十三号とし、第三号から第七号までを五号ずつ繰り下げ、第二号中「及び第3項」及び「及び指定の取消し」を削り、

「

		○				
--	--	---	--	--	--	--

」を「

			○			
--	--	--	---	--	--	--

」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 第19条第3項の規定による指定の取消し			○			
-----------------------	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部エ健康増進課の表五の項第一号の次に次の四号を加える。

2 第12条第1項の規定による指定			○			
3 第12条第3項の規定による指定の取消し		○				
4 第17条第1項の規定による医療費の支給の決定			○			
5 第18条第1項の規定による一般疾病医療費の支給の決定			○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部エ健康増進課の表十の項第一号中「第21条の5の規定による小児慢性特定疾患の医療の給付の決定等」を「第19条の3第3項の規定による支給の認定」に改め、同項に次の十九号を加える。

2 第19条の3第5項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の選定			○			
3 第19条の3第10項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払の決定			○			
4 第19条の5第2項の規定による支給認定の変更の認定			○			
5 第19条の6第1項の規定による			○			

支給認定の取消し							
6 第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定			○				
7 第19条の14の規定による変更の届出の受理			○				
8 第19条の15の規定による指定辞退の申出の受理			○				
9 第19条の16第1項の規定による報告の徴収、立入検査等			○				
10 第19条の16第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払の一時差止め			○				
11 第19条の17第1項の規定による勧告			○				
12 第19条の17第2項の規定による公表			○				
13 第19条の17第3項の規定による命令			○				
14 第19条の17第4項の規定による公示			○				
15 第19条の18の規定による指定の取消し等			○				
16 第19条の19の規定による公示			○				
17 第19条の20第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定			○				
18 第57条の2第3項及び第4項の規定による不正利得の徴収			○				
19 第57条の3第2項の規定による報告の徴収等			○				
20 第57条の4第2項の規定による資料の提供の要求等			○				

別表第112表片關係特定事項⑤保健福祉部工健康増進課の表中十の項を十一の項とし、六の項から九の項を

とを1項とする。この項の規定によるものとする。

6 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令に基づく事務	1 第7条第1項第1号の規定による指示及び公表（健康の増進を図るために必要な表示事項に係るものに限る。以下この項において同じ。）				○		
	2 第7条第1項第2号の規定による命令及び公表				○		
	3 第7条第1項第3号の規定による命令及び公表				○		
	4 第7条第1項第4号及び第5号の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求				○		
	5 第7条第1項第6号の規定による立入検査及び質問				○		
	6 第7条第1項第7号の規定による申出の受付及び調査				○		
	7 第7条第3項及び第6項の規定による報告						○

別表第11の2本庁関係特定事項⑤保健福祉部健康推進課の業によるものとする。

12 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく事務	1 第7条第1項の規定による支給の認定				○		
	2 第7条第3項の規定による指定医療機関の選定				○		
	3 第7条第7項の規定による特定医療費の支払の決定				○		
	4 第10条第2項の規定による支給認定の変更の認定				○		
	5 第11条第1項の規定による支給認定の取消し				○		
	6 第14条第1項の規定による指定医療機関の指定				○		
	7 第19条の規定による変更の届出の受理				○		

8	第20条の規定による指定辞退の申出の受理				○			
9	第21条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
10	第21条第4項の規定による特定医療費の支払の一時差止め			○				
11	第22条第1項の規定による勧告			○				
12	第22条第2項の規定による公表			○				
13	第22条第3項の規定による命令			○				
14	第22条第4項の規定による公示			○				
15	第23条の規定による指定の取消し等			○				
16	第24条の規定による公示				○			
17	第25条第1項の規定による特定医療費の額の決定				○			
18	第34条第1項及び第2項の規定による不正利得の徴収			○				
19	第35条第1項の規定による報告の徴収等				○			
20	第37条の規定による資料の提供の要求等				○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表一の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1	第12条第5号の規定による指定				○			
---	-----------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表中十五の項を十八の項とし、十の項から十四の項までを三項ずつ繰り下げ、九の項を十の項とし、同項の次に次のように加える。

11	精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく事務	1	第7条第2号及び第3号の規定による指定			○		
12	精神保健福祉士短期養成施設等及	1	第4条第1項の規定による変更の承認			○		

4 第16条の規定による届出の受理					○				
-------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第11の2の中止関係特定事項(5)保健福祉部カリキュラム政策課の表十五の項に次の十二号を加える。

5 第17条第1項の規定による認可					○				
6 第17条第3項の規定による審議会への意見聴取					○				
7 第17条第4項及び第5項の規定による協議					○				
8 第17条第6項の規定による不認可					○				
9 第17条第7項の規定による通知					○				
10 第18条第1項から第3項までの規定による書類の受理					○				
11 第19条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等					○				
12 第20条の規定による改善勧告及び改善命令					○				
13 第21条第1項の規定による事業停止命令等					○				
14 第21条第2項の規定による審議会への意見聴取					○				
15 第22条第1項の規定による認可の取消し					○				
16 第22条第2項の規定による審議会への意見聴取					○				
17 第30条第2項の規定による報告の徴収					○				

別表第11の2の中止関係特定事項(5)保健福祉部カリキュラム政策課の表に次のように加える。

18 学校教育法に基づく事務	1 第4条第1項の規定による私立幼稚園の設置、廃止等の認可					○			
	2 第4条の2の規定による市町村が設置する幼稚園の設置廃止等の届出の受理					○			

19 私立学校法に基づく事務	1 第31条第1項の規定による学校法人（幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を目的とするものに限る。以下この項において同じ。）の寄附行為の認可			○			
	2 第45条第1項の規定による学校法人の寄付行為の変更の認可			○			
	3 第45条第2項の規定による学校法人の寄附行為の変更の届出の受理			○			
	4 第50条第2項の規定による学校法人の解散の認可及び認定			○			
20 私立学校振興助成法に基づく事務	1 第12条第2号の規定による命令（幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を目的とする学校法人に係るものに限る。2において同じ。）			○			
	2 第12条第3号及び第4号の規定による勧告			○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部キ生活衛生課の表一の項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 第3条第3項の規定による指定			○			
------------------	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部キ生活衛生課の表中二十一の項を三十一の項とし、二十の項を三十の項とし、同表十九の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 第12条第5項第3号の規定による登録			○			
----------------------	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部キ生活衛生課の表中十九の項を二十八の項とし、同項の次に次のように加える。

29 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）に基づく事務	1 第3条の規定による届出の受理			○		
	2 第4条の規定による報告の徴収			○		
	3 第5条の規定による登録の取消し			○		
	4 第6条の規定による登録取消しの申請の受理			○		

5	第8条の規定による登録			○			
6	第11条第3項の規定による届出の受理				○		
7	第12条の規定による届出の受理				○		
8	第13条の規定による届出の受理				○		
9	第15条の規定による適合命令				○		
10	第16条の規定による改善命令				○		
11	第17条の規定による登録の取消し及び停止命令			○			
12	第19条の規定による報告の徴収				○		
13	第20条第1項の規定による立入検査				○		

別表第一二本庁関係特定事項(6)保健福祉部キ生活衛生課の表中十八の項を二十七の項とし、同表十七の項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、第十号の次に次の一号を加える。

11	第56条の3第1項の規定による認定				○		
----	-------------------	--	--	--	---	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(6)保健福祉部キ生活衛生課の表中十七の項を二十六の項とし、十四の項から十六の項までを九項ずつ繰り下げ、十三の項を二十一の項とし、同項の次に次のように加える。

22	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令に基づく事務	1	第7条第1項第1号から第3号までの規定による公表（健康の保護を図るために必要な表示事項に係るものに限る。2において同じ。）			○	
		2	第7条第3項及び第6項の規定による報告				○

別表第一二本庁関係特定事項(6)保健福祉部キ生活衛生課の表十一の項第一号中「第3条第1項」を「第3条」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2	第3条第1号の規定による指定				○		
---	----------------	--	--	--	---	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(6)保健福祉部キ生活衛生課の表中十一の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

19	調理師法施行令(昭和33年政令第1条の2の規定による変更の承認)	1	第1条の2の規定による変更の承認			○	
----	----------------------------------	---	------------------	--	--	---	--

303号)に基づく事務	2 第1条の3の規定による届出の受理				○			
	3 第1条の4の規定による届出の受理				○			
20 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)に基づく事務	1 第10条の規定による報告の徴収及び指示				○			
	2 第11条の規定による指定の取消し			○				

別表第一二本庁関係特定事項(6)保健福祉部キ生活衛生課の表十一の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 第5条第1号の規定による指定			○				
------------------	--	--	---	--	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(6)保健福祉部キ生活衛生課の表中十一の項を十六の項とし、同項の次に次のように加える。

17 製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)に基づく事務	1 第21条第1項の規定による変更等の承認			○			
	2 第21条第2項の規定による届出の受理				○		
	3 第22条の規定による報告の徴収及び指示				○		
	4 第23条の規定による指定の取消し(申請に基づくものを除く。)			○			
	5 第23条の規定による指定の取消し(申請に基づくものに限る。)				○		
	6 第24条の規定による申請の受理				○		

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部キ生活衛生課の表中十の項を十五の項とし、九の項を十四の項とし、八の項を十三の項とし、七の項を十一の項とし、同項の次に次のように加える。

12 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)に基づく事務	1 第14条の規定による登録			○			
	2 第16条の規定による届出の受理				○		
	3 第17条の規定による報告の徴収				○		
	4 第18条の規定による登録の取消し			○			

5	第21条の規定による登録			○			
6	第24条第3項の規定による届出の受理				○		
7	第25条の規定による届出の受理				○		
8	第26条の規定による届出の受理				○		
9	第28条の規定による適合命令				○		
10	第29条の規定による改善命令				○		
11	第30条の規定による登録の取消し及び停止命令			○			
12	第32条の規定による報告の徴収				○		
13	第33条の規定による立入検査				○		

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部キ生活衛生課の表中六の項を十の項とし、三の項から五の項までを四項ずつ繰り下げ、同表一の項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1	第4条第3項の規定による指定			○			
---	----------------	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部キ生活衛生課の表中一の項を四の項とし、同項の次に次のように加える。

5 美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)に基づく事務	1 附則第7条第12号の規定による認定				○		
	2 附則第8条第6号の規定による認定				○		
6 美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)に基づく事務	1 第5条の規定による変更等の承認			○			
	2 第7条の規定による届出の受理				○		
	3 第8条の規定による届出の受理				○		
	4 第9条の規定による届出の受理				○		
	5 第11条の規定による報告の徴収及び指示				○		
	6 第12条第1項の規定による指定の取消し			○			

別表第11の2本上欄係特定事項⑤保健福祉部き生産衛生課の表1の項の次に次のように加える。

2 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）に基づく事務	1 附則第7条第12号の規定による認定				○			
	2 附則第8条第6号の規定による認定				○			
3 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）に基づく事務	1 第6条の規定による変更等の承認				○			
	2 第8条の規定による届出の受理				○			
	3 第9条の規定による届出の受理				○			
	4 第10条の規定による届出の受理				○			
	5 第12条の規定による報告の徴収及び指示				○			
	6 第13条第1項の規定による指定の取消し				○			

別表第11の2本上欄係特定事項⑤保健福祉部き生産衛生課の表1の項に「薬事法（）」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」と並び「化粧法」や「化粧品及び医療機器（薬事法施行令（昭和36年政令第11号））」や「及び化粧品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「令」という。））」、「化粧品及び医療機器に」や「及び化粧品に」並びに「化粧品及び医療機器（薬事法施行令）」や「及び化粧品（令）」、「化粧品及び医療機器に」や「及び化粧品に」並びに「7及び11から13まで」や「及び18」並びに「医薬部外品及び医療機器（薬事法施行令）」や「及び医薬部外品（令）」、「医薬部外品及び医療機器に」や「及び医薬部外品に」並びに「薬事法施行令」や「令）」、「医薬部外品及び医療機器」や「及び医薬部外品に係るもの」並びに「医薬部外品及び医療機器」や「及び医薬部外品」並びに「及び第68条の2第2項」や「、第23条の2の14第6項及び第68条の16第2項」並びに「医薬品製造管理者」並びに「体外診断用医薬品製造管理者」や「許可」並びに「（令第80条第2項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者並びに令第80条第3項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者に係るものに限る。））」や「（令第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、同条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第5号に規定する医療機器の修理業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。））」を併記する。

28 第75条の2第1項の規定による登録の取消し及び停止命令（令第80条第3項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者に係るものに限る。）				○				
29 第76条の6第1項及び第2項の				○				

規定による検査命令等							
30 第76条の7の2の規定による中止命令等			○				

別表第11の長七箇条第廿四項(5)医薬品製造販売業者の業務職の兼1の項第十五号中「変更命令」の次に「(令第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売並びに同条第2項第6号に規定する医薬品及び医薬部外品の製造販売に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十四号中「第3項」を「第5項」と改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の大字を加える。

20 第70条第1項の規定による措置命令			○				
21 第71条第1項の規定による検査命令			○				
22 第72条第1項から第4項までの規定による改善命令等(第72条第1項の規定によるものにあつては令第80条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るもの)に限り、第72条第2項の規定によるものにあつては令第80条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者並びに医療機器の修理業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。)			○				
23 第72条の4第1項及び第2項の規定による改善命令等(これらの項に規定する厚生労働大臣の権限に属するものにあつては、令第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、同条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第4号			○				

に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者並びに医療機器の修理業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。25において同じ。）						
24 第72条の5第1項及び第2項の規定による中止命令等			○			
25 第73条の規定による変更命令			○			

別表第1の2本上段係数定事項⑤保健福祉部ノ薬務課の表1の項第11号中「第68条の2第1項」を「第68条の16第1項」とし、「医薬品製造管理者並びに医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造業における責任技術者」を「製造管理者」と改め、同号を同項第18号とし、同項中第11号を第15号とし、同号の次に次の11号を加える。

16 第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可			○			
17 第40条の6第2項ただし書の規定による許可			○			

別表第1の2本上段係数定事項⑤保健福祉部ノ薬務課の表1の項第11号中「医療機器」の次に「（令第80条第3項第4号に規定する医療機器に限る。15において同じ。）」を加え、同号を同項第14号とし、同項第10号中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「10」を「16及び17」と改め、同号を同項第11号とし、同項中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

8 第23条の2第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品（令第80条第3項第1号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品に限る。）の製造販売業の許可			○			
9 第23条の2の3第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品（令第80条第3項第3号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品に限る。）の製造業の登録			○			
10 第23条の20第1項の規定による再生医療等製品（令第80条第4項第1号に規定する再生医療等製品に限る。）の製造販売業の許可			○			

別表第一二本庁関係特定事項(6)保健福祉部ノ薬務課の表一の項中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、別表第一二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部ノ工業振興課の表一の項第三号及び第五号、同表三の項第十四号、同表五の項第五号、第十号、第十二号及び第十五号並びに同表六の項第三号中

「

					○	
--	--	--	--	--	---	--

」を

「

			○			
--	--	--	---	--	--	--

」に改め、別表第一二本庁関係特定事項(7)農政部ノ農村振興

課の表に次のように加える。

6 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)に基づく事務	1 第5条第1項及び第5項の規定による基本方針の策定及び変更			○				
	2 第5条第3項の規定による協議			○				
	3 第5条第4項の規定による公表、通知及び報告				○			

別表第一二本庁関係特定事項(7)農政部ノ生産振興課の表中十三の項を十四の項とし、七の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

7 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)に基づく事務	1 第10条第1項及び第4項の規定による都道府県計画の策定及び変更			○				
	2 第10条第2項の規定による協議			○				
	3 第10条第3項の規定による公表				○			
	4 第20条の規定による助言、指導等				○			
	5 第32条の規定による書類の経由				○			
	6 第35条第2項の規定による協議会の設置			○				

別表第一二本庁関係特定事項(7)農政部ノ生産振興課の表十五の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第五号中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同項第六号中「第69条第1項から第3項まで」を「第69条第1項、第2項及び第4項」に改め、同表十六の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項第三号中「第61条」を「第61条第2項」と、「通知等」を「確認」に改め、別表第一二本庁関係特定事項(8)国土整備部ノ交通政策課の表に次のように加える。

5 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に基づく事務	1 第22条第2項の規定による指示等			○				
	2 第23条第2項の規定による命令の要請			○				

別表第一二本庁関係特定事項(8)県土整備部才道路保全課の表一の項第一号中「23、25及び26」を「24、26及び27」に改め、同項中第二十六号を第二十七号とし、第十九号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

19 第47条の3第2項の規定による同意並びに同条第4項及び第5項の規定による許可基準等の提供				○			
---	--	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(8)県土整備部才道路保全課の表中七の項を八の項とし、一の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

2 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく事務	1 第3条第1項第2号イの規定による道路の指定				○		
	2 第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び第10条第1項の規定による通行方法の決定				○		

別表第一二本庁関係特定事項(8)県土整備部才道路保全課の表に次のように加える。

9 災害対策基本法に基づく事務	1 第76条の6第1項の規定による区間の指定				○		
	2 第76条の7の規定による指示				○		
	3 第82条第1項の規定による損失補償(第76条の6第3項後段及び第4項の規定による処分に係るものに限る。)		○				
10 災害対策基本法施行令に基づく事務	1 第33条の3第1項の規定による通知				○		

別表第一二本庁関係特定事項(8)県土整備部キ砂防水資源課の表六の項第二号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第三号中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同項第四号中「第6条第5項」を「第7条第5項」に改め、同項第五号中「第6条第6項」を「第7条第6項」に改め、同項第六号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項第七号中「第8条第3項」を「第9条第3項」に改め、同項第八号中「第8条第5項」を「第9条第5項」に改め、同項第九号中「第8条第8項」を「第9条第8項」に改め、同項第十号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第十一号中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項第十二号中「第14条」を「第15条」に改め、同項第十三号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同項第十四号中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第十五号中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項第十六号中「第22条」を「第23条」に改め、同項第十七号中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、別表第一二本庁関係特定事項(8)県土整備部夕都市計画課の表八の項第一号中「及び第2号」を「、第2号及び第2号の2」に改め、別表第一二本庁関係特定事項(8)県土整備部コ建築課の表二の項に次の一号を加える。

2 第137条の16第2号の規定による認定				○			
-----------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項⑧県土整備部工建築課の表に次のように加える。

11 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく事務	1 第102条第2項及び第3項の規定による認定及び通知				○			
	2 第105条第1項の規定による許可				○			

別表第一二本庁関係特定事項⑧県土整備部市住宅課の表五の項第11号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項第14号及び第15号中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項第9号中「第66条第1項第1号から第4号まで」を「第66条」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同項を同項第12号とし、同項中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同表中十四の項を十五の項とし、十三の項を十四の項とし、十一の項の次に次のように加える。

13 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務	1 第9条第1項の規定による認可（市の区域内に係るものを除く。以下この項において同じ。）				○			
	2 第11条第1項及び第3項から第5項まで（これらの規定を第34条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による縦覧及び意見書の処理				○			
	3 第14条第1項（第34条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付				○			
	4 第24条第3項第3号の規定による報告の受理				○			
	5 第25条第1項の規定による届出の受理				○			
	6 第34条第1項の規定による認可				○			
	7 第38条第4項及び第6項の規定による認可及び公告				○			
	8 第42条の規定による承認				○			
	9 第45条第1項及び第50条第1項の規定による認可				○			
	10 第53条第1項の規定による承認				○			
	11 第54条第1項、第57条第1項並				○			

	びに第94条第1項及び第3項の規定による認可						
12	第97条第1項の規定による報告の徴収等			○			
13	第97条第2項の規定による措置命令			○			
14	第98条の規定による監督処分			○			
15	第99条第1項から第3項までの規定による監督処分			○			
16	第109条第1項及び第111条第1項の規定による認定			○			
17	第112条の規定による届出の受理			○			
18	第114条の規定による報告の徴収等			○			
19	第120条第1項、第134条第1項、第137条第4項及び第141条第1項後段（第145条において準用する場合を含む。）の規定による認可			○			
20	第160条第1項の規定による報告の徴収等			○			
21	第160条第2項の規定による措置命令			○			
22	第161条第4項の規定による認可の取消し			○			
23	第163条の規定による技術的援助の実施			○			

別表第三二出先機関関係特定事項③県民生活部イとちぎ男女共回参画センターの表一の項第一号中「第34条第2項」を「第34条第3項」に改め、別表第三二出先機関関係特定事項④環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表五の項第九号及び第十号中「第18条の18」を「第18条の19」に改め、同表十一の項第十号中「徴収」の次に「（指定揚水施設に係るものを除く。11において同じ。）」を丹び、同表十六の項第一号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同表第三号中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同表第四号中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同表第五号中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改め、同表十八の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と改め、同表第十三号中「第44条第1項」を

「第92条第1項」を

	○				○	
--	---	--	--	--	---	--

を

「

	○	○				
--	---	---	--	--	--	--

」に改め、同号を同項十六号とし、同項第十一号中「第43条」を「第91条」に改め、同号を同項十五号とし、同項第十一号中「第24条」を「第49条」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「第23条」を「第48条」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第22条第3項」を「第47条第3項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号中「第16条」を「第34条」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の1号を加える。

11 第45条第4項の規定による報告の受理	○				○	
-----------------------	---	--	--	--	---	--

別表第三二出先機関関係特定事項④環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の第十八の項第七号中「第15条第1項」を「第33条第1項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第14条」を「第32条」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第13条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第11条第2項（第12条第2項、第13条第2項及び第17条第2項）」を「第29条第2項（第30条第2項、第31条第2項及び第35条第2項）」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第11条第1項（第12条第2項及び第13条第2項）」を「第29条第1項（第30条第2項及び第31条第2項）」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「第10条（第12条第2項及び第13条第2項）」を「第28条（第30条第2項及び第31条第2項）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「第9条第2項（第12条第2項）」を「第27条第2項（第30条第2項）」に改め、「（所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する者に係るものに限る。2から9までにおいて同じ。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第二号及び第一号とし、次に次の1号を加える。

1 第17条の規定による指導及び助言（所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する者に係るものに限る。2から16までにおいて同じ。）	○				○	
2 第18条の規定による勧告、公表及び命令	○	○				

別表第三二出先機関関係特定事項④環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の第三十九の項を四十の項とし、三十三の項から三十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三十一の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同号を同表三十三の項とし、同表三十一の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項中第十一号を第十五号とし、同項第十一号中「第75条第3項」を「第75条第3項及び第4項」と、「立入検査」を「立入検査等」と、「12」を「15」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、同項第八号中「9」を「12」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号を第十号とし、第四号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

4 第38条の2第1項の規定による許可	○			○		
5 第38条の2第10項の規定による措置命令	○			○		

6 第38条の2第11項の規定による許可の取消し		○	○						
--------------------------	--	---	---	--	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表中三十一の項を三十二の項とし、十九の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、十八の項の次に次のように加える。

19 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則に基づく事務	1 第12条の規定による報告の受理(所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する者に係るものに限る。)		○					○	
--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ア健康福祉センターの表一の項中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「休止、」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

9 第8条の2第2項の規定による診療所又は助産所の休止等の届出の受理		○					○		
------------------------------------	--	---	--	--	--	--	---	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ア健康福祉センターの表中十九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のように加える。

19 生活困窮者自立支援法に基づく事務	1 第4条第1項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施		○	○					
	2 第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給		○	○					
	3 第6条第1項第1号の規定による生活困窮者就労準備支援事業の実施		○	○					
	4 第6条第1項第3号の規定による生活困窮者家計相談支援事業の実施		○	○					
	5 第6条第1項第4号の規定による生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業の実施		○	○					

別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ア健康福祉センターの表に備考として次のように加える。

備考 所部長を置かない部、課、室又は担当にあっては、所部長の専決事項については、所長が処理するものとする。

別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項第一号中「同条第5項」を「同条第9項」に、「2に」を「3に」に改め、同項中第十六号を第二十三号とし、第十五号を第二十一号とし、同項第十四号中「第78条」を「第78条第1項から第3項まで」に、「保護費用」を「徴収金」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

21 第78条の2第1項及び第2項の規定による徴収金の徴収		○	○			
-------------------------------	--	---	---	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項中第十二号を第十九号とし、第十一号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

18 第76条の2の規定による損害賠償請求権の行使		○	○			
---------------------------	--	---	---	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項中第十一号を第十六号とし、第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

11 第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の決定		○	○			
12 第55条の5の規定による報告の徴収		○	○			
13 第55条の6第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施		○	○			

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項第七号中「第37条」を「第37条の2」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「による」の次に「報告の徴収、」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 第28条第2項の規定による報告の徴収		○	○			
----------------------	--	---	---	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第24条第5項」を「第24条第9項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

2 第24条第8項の規定による保護の開始の決定の通知		○	○			
----------------------------	--	---	---	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ウ福祉事務所の表一の項第一号中「第12条第2項」を「第5条第2項」に改め、同項第二号中「第12条第3項及び第4項」を「第5条第3項及び第4項」に改め、同項第三号中「第13条第1項、第2項及び第4項」を「第6条第1項、第2項及び第4項」に、「現物給付券」を「現物給付券等」に改め、別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ウ保健所の表十の項中「（平成10年厚生省令第4号）」を削り、同表十二の項中「（平成10年厚生省令第7号）」を削り、同表二十六の項中「（昭和28年政令第229号）」を削り、同表四十九の項を五十の項とし、二十八の項から四十八の項までを一項ずつ繰り下す、同表三十七の項中「薬事法に」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に」に改め、同項第一号中「第7条第3項ただし書」の次に「（第17条第4項において準用する場合を含む。）」を加え、「許可」を「薬局の管理者及び医薬品製造管理者の兼務の許可（同項の規定により準用する場合にあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この項において「令」という。）第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び同条第2項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者に係るものに限る。）」に改め、同項第三号及び第四号中「薬事法施行令」を「令」に改め、同項第十号中「貸付業」を「貸与業」に改め、同項中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

13 第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可		○					
(1) (2)以外のもの			○				
(2) 更新に係るもの					○		
14 第40条の6第2項ただし書の規定による許可		○	○				

別表第三の二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部エ保健所の表三十七の項第十号の次に次の一号を加える。

11 第39条の2第2項ただし書の規定による許可		○	○				
--------------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三の二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部エ保健所の表中三十七の項を三十八の項とし、三十二の項から三十六の項までを一項ずつ繰り下げ、三十一の項の次に次のように加える。

32 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令に基づく事務	1 第7条第1項第1号の規定による指示（健康の保護を図るために必要な表示事項に係るものに限る。2から4まで及び6において同じ。）		○			○	
	2 第7条第1項第2号の規定による命令		○			○	
	3 第7条第1項第3号の規定による命令		○			○	
	4 第7条第1項第4号及び第5号の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求		○			○	
	5 第7条第1項第6号の規定による立入検査、質問（健康の保護を図るために必要な表示事項に係るものに限る。）及び収去		○			○	
	6 第7条第1項第7号の規定による申出の受付及び調査		○			○	

別表第三の二出先機関関係特定事項⑦農政部長農業振興事務所の表に次のように加える。

33 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく事務	1 第6条第4項及び第6項の規定による促進計画の作成及び変更の協議		○	○			
----------------------------------	-----------------------------------	--	---	---	--	--	--

別表第三の二出先機関関係特定事項⑦農政部エ家畜保健衛生所の表七の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第一号中「第83条の2の2第1項」を「第83条の2の3第1項」に改め、同項第六号及び第七号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項第七号中「第69条」を「第69条第1項から第5項まで」と、「又は動物用医療機器販売業者」を「、動物用医療機器販売業者」と、「賃貸業者」を「貸与業者又は動物用再生医療等製品販売業者」と、「及び動物用医療機器」を「、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品」と、「立入検査等」を「立入検査、質問及び物件の収去」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

10 第40条の5第1項の規定による再生医療等製品販売業の許可		○	○				
11 第40条の5第4項の規定による再生医療等製品販売業の許可の更新		○	○				
12 第40条の6第2項ただし書の規定による許可		○	○				

別表第三の二出先機関関係特定事項⑦農政部エ家畜保健衛生所の表七の項第七号の次に次の一号を加える。

8 第39条の2第2項ただし書の規定による許可		○	○				
-------------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三の二出先機関関係特定事項⑦農政部エ家畜保健衛生所の表八の項を削り、同表九の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項第一号中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」と、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品販売業」に改め、同項第一号中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」と、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品販売業」に改め、同項に次の一号を加える。

4 第60条第2項の規定による検定合格証明書の交付等		○	○				
----------------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三の二出先機関関係特定事項⑦農政部エ家畜保健衛生所の表中九の項を八の項とし、十の項から十二の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第三の二出先機関関係特定事項⑧県土整備部ア土木事務所の表三の項中「(昭和36年政令第265号)」を削り、同表四十九の項を五十の項とし、二十八の項から四十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十七の項第四号中「除く。」を「除き、第34条第14号の規定に該当する場合にあっては、定型かつ小規模なもので、あらかじめ栃木県開発審査会の承認を得ている事案に該当するものに限る。5において同じ。」に改め、同表五号中「(第34条の2第1項に規定する開発行為及び都市計画法施行令第21条第26号イからホまでに規定する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を除く。）」を削り、同表二十八の項とし、同表中二十六の項を二十七の項とし、七の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

7 災害対策基本法に基づく事務	1 第76条の6第1項の規定による命令		○	○			
	2 第76条の6第3項の規定による措置及び破損		○	○			
	3 第76条の6第4項の規定による		○	○			

使用及び処分

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二本庁関係特定事項(4)環境森林部エ自然環境課の表一の項並びに別表第三出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表三十一の項及び三十二の項の改正規定は同年五月二十九日から、別表第二本庁関係特定事項(8)県土整備部エ建築課の表一の項の改正規定は同年六月一日から施行する。

(人事課)